

議会改革に関する報告書

(令和3年5月～令和5年3月)

令和5年3月

秋田県議会 議会運営委員会

議会運営委員会 委員構成

(令和3年5月～令和5年3月)

委員長	竹下博英	(自由民主党)	
副委員長	東海林洋	(みらい)	
委員	鶴田有司	(自由民主党)	
〃	工藤嘉範	(自由民主党)	※注1
〃	鈴木健太	(自由民主党)	
〃	佐々木雄太	(自由民主党)	
〃	住谷達	(自由民主党)	
〃	宇佐見康人	(自由民主党)	
〃	鳥井修	(みらい)	
〃	小原正晃	(立憲民主党)	
〃	松田豊臣	(公明党)	

※注1) 佐藤雄孝 (自由民主党) : R3. 5～R3. 9

工藤嘉範 (自由民主党) : R3. 9～R5. 3

議会改革事項に関する協議結果及び実施状況

《R3年度～R4年度 議会運営委員会》

1 議会機能の強化・議事運営の改善

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
(1)予算の 審査方法	<p>①総括審査の審査日程等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月議会、9月議会、12月議会において、総括審査の審査日程を2日とするか1日とするかを協議する議会運営委員会は、分科会報告を行う予算特別委員会の当日に、それに先立って開催することとした。 ・総括審査の審査日程を1日とした場合の会派割当時間を、会派構成と会派所属議員数を踏まえて決定した。また、審査開始時刻を変更するなど審議日程に関わることは議会運営委員会で決定し、休憩時間など総括審査中のことは正副予算特別委員長の裁量によることとした。 ・総括審査の審査日程を1日とした場合、当初の審議日程の1日目に行うか2日目に行うかは議会運営委員会でその都度協議し決定することとした。 	R3.6決定	
(2)議会におけるペーパーレス化	<p>①議会におけるペーパーレス化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会に配付する各種資料を電子化して閲覧性の向上、配付の迅速化、配付コストの削減及び事務の効率化を図るため、タブレット端末機及びペーパーレス会議システムを導入した。 ・令和4年度から議会運営委員会に係る資料、通知等をペーパーレス化した。 ・令和5年第1回定例会2月議会からタブレット端末機の本格運用を開始した（全議員が議案等のペーパーレス化及びGmailによる通知・連絡等に対応）。 	R3.10 会議規則改正 R3.10導入 R5.2実施	R元.10～ R3.10協議
(3)本会議	<p>①議場に出席する説明者の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明者が病気療養、出張等のため議場に出席できないときは、代替りの説明者の出席について、あらかじめ議会運営委員会で協議することができることとした。 	R4.11決定	

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
(4)委員会	<p>①オンラインを活用した委員会の開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症、その他重大な感染症のまん延防止措置の観点や大規模な災害の発生若しくは育児、介護その他やむを得ない事由により、委員が委員会の開催場所へ参集することが困難であると委員長が認めるときは、オンラインを活用した委員会を開催できることとした。 <p>※オンラインを活用した委員会の開催実績</p> <p>R4.1.21 議会運営委員会に委員2人がオンライン出席した。 " 教育公安委員会に委員1人がオンライン出席した。</p> <p>(参考) オンラインを活用した県内調査の実施について</p> <p>R4.1.20 総務企画委員会がコロナ禍における大学運営等について公立大学法人国際教養大学をオンライン形式で調査した。</p>	R3.10 委員会 条例改正	
	<p>②議員定数変更に伴う常任委員会構成の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期一般選挙後の議員の任期が始まる日から議員定数が変更されることに伴い、常任委員会の定数を変更することとした。 <p>総務企画委員会 8人 → 7人 建設委員会 7人 → 6人</p>	R5.3 委員会 条例改正	
	<p>③委員会の原則公開制への移行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会活動への県民の理解と関心を深めるため、開かれた県議会に向けた取組の一環として、委員会の傍聴を現行の許可制から原則公開制に改めることとした。 		
	<p>④委員会等における参考人・公述人のオンライン出席について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会等において学識経験者等の第三者から意見を聴く機会を拡大し、審査の更なる充実を図るため、参考人等がオンラインで出席できることとした。 		

2 開かれた議会の推進

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
(1)県民との意見交換	<p>①議会活動に関する若者との意見交換会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方議会における課題解決に向け、将来地域社会において指導的な役割を担う若い世代に県議会や県政に関心を持ってもらうとともに、若者の意見を議会活動の見直し等につなげるため、議員と若者との意見交換会を開催することとした。 <p>【議会活動に関する若者との意見交換会開催状況】</p> <p>「第1回 議会活動に関する若者との意見交換会」 開催日：令和4年3月25日（金） テーマ：議会における情報発信のあり方 参加人数：若者（9人）、議員（10人）、GR※（1人）</p> <p>「第2回 議会活動に関する若者との意見交換会」 開催日：令和4年6月10日（金） テーマ：議員のなり手不足の解消について 参加人数：若者（10人）、議員（10人）、GR※（1人）</p> <p>「第3回 議会活動に関する若者との意見交換会」 開催日：令和4年9月2日（金） テーマ：住民の議会への関心を高めるためには 参加人数：若者（8人）、議員（9人）、GR※（1人）</p> <p>※GR（グラフィック・レコーダー）：会議等の内容を文字とイラストを使って記録する人のこと</p>	R4. 3、 R4. 6、 R4. 9開催	R3. 9～ R4. 10協議
(2)広報活動	<p>①ソーシャルメディアの活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県議会に関する情報を幅広い世代に速やかに発信し、住民の議会への関心を高めるため、令和4年7月からソーシャルメディア（Twitter、Facebook、Instagram、YouTube）を新たに活用して、「開かれた議会」に向けた取組を推進することとした。 <p>②広報の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会広報に関するアンケート調査の結果及び若者との意見交換会における意見等を踏まえ、広報紙、テレビ広報番組などの見直しを図ることとした。 	R4. 6決定 R4. 12決定	

3 議会棟の整備

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
(1)議会棟の整備	①無線LAN環境の構築について ・タブレット端末機等を活用した議会のペーパーレス化及びオンライン委員会の開催のため、議会棟内に無線LAN環境を構築した。	R3.10完成	

4 議員に関する事項

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
(1)議員定数	<p>①議員定数の見直しについて</p> <p>・令和5年に実施される一般選挙から、議員定数を43人から41人にする事とした。</p> <p>1)見直しを行った選挙区及び定数 能代市山本郡選挙区4人→3人 大仙市仙北郡選挙区5人→4人</p> <p>2)見直しの考え方 【総定数について】 令和2年の国勢調査を踏まえ、人口減少幅だけではなく、多様な民意の汲み上げや県当局への監視機能などの議会の役割についても総合的に勘案し2人減とすることとした。</p> <p>【各選挙区の定数について】 公職選挙法第15条第8項の規定に基づく地域間の均衡を考慮し、秋田市選挙区の定数は現在の12人を変更しないこととし、その他の選挙区の定数は人口比例により算定し、その結果、大仙市仙北郡選挙区及び能代市山本郡選挙区においてそれぞれ1人減とすることとした。</p> <p>【選挙区の区割りについて】 公職選挙法第15条第1項の規定上、南秋田郡選挙区のみが隣接する選挙区と合区可能であるが、配当基数※が現在の定数である「1」に近いこと、選挙区の地域性及び歴史的背景を考慮して合区しないこととし、現状どおりとした。</p> <p>※配当基数：人口比例で算出される、選挙区ごとの理論上の定数のこと。 (選挙区人口÷県人口)×総定数</p>	R4.3 条例改正	

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
(2)紀律	<p>①議員の服装について</p> <p>・議員の服装は、令和4年度から次のとおりとした。</p> <p>1)年間を通じて、快適で活動しやすい服装で議会活動を行うこととし、本会議、委員会等においては、上着、ネクタイを着用しないことを可とする。ただし、式典等の礼を尽くすべき場合を除く。</p> <p>2)執行部、事務局については、それぞれの対応に委ねる。</p>	R4.3決定	